

令和7年度

福島町議会  
定例会6月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和7年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委1	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例	3

## 発委第1号関係

### 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について

#### 1 改正の理由

議会では、平成21年4月1日施行の福島町議会基本条例第20条の規定による附属機関として、「福島町議会基本条例諮問会議」を設置し、基本条例の見直しや議員定数・歳費について諮問し、答申を受けてきたところであり、令和4年4月には、町内の若者や女性の意見を広く聴取するため委員数を「5人」から「10人以内」に拡大しております。

今般、議会改革調査特別委員会より、議員のなり手確保対策として「議会モニター」の導入が有効との意見が出されましたが、すでに諮問会議が有ることから、議会モニターの職務を諮問会議委員に担って頂くことで整理したところですが、諮問会議委員は町内各団体から推薦を受け委嘱しているため、議会モニターとして議会に興味があり自主的に委員となっただけの「公募委員」を増やす必要があり、条例の一部を改正するものです。

#### 2 改正の内容

##### (1) 諮問委員の職務を規定（第2条）

諮問会議の所掌事項に諮問委員が行う職務の規定を追加するものです。

##### (2) 委員定数の増員（第3条）

議会モニターとして、議会に興味を持って自主的に委員となる「公募委員」を増やす必要があることから、委員定数を「10人以内」から「13人以内」に増員するものです。

##### (3) 報酬（第8条）

委員に報酬を支給しない職務について規定します。

##### (4) 費用弁償（第9条）

①委員に費用弁償を支給しない職務について規定します。

②支給する費用弁償（旅費）の額については「福島町議会議員歳費・費用弁償等条例」別表2の額を準用することに見直すものです。

##### (5) 別表（内国旅費の車賃、日当、宿泊料及び食卓料）

別表を削除するものです。

#### 3 施行期日

この条例は、令和7年7月1日から施行します。